

環境省水・大気環境局の組織再編について

環境省水・大気環境局総務課

環境省では、令和5年7月に、水・大気環境局の組織を大きく再編した。

現在の水・大気環境局は、かつての公害行政の中心的存在であり、環境庁時代の大気保全局・水質保全局の2局体制、平成12年度の省庁再編後の環境管理局及び水環境部の設置を経て、平成17年10月に、水・大気環境局へと変遷してきた。

今般、環境省のミッションである「不変の原点の追求」及び「時代の要請への対応」に向けて、より効果的かつ重点的な政策展開が可能となるよう、同局に新たに「環境管理課」「モビリティ環境対策課」「海洋環境課」を設置した(下図参照)。本稿では、このうち、環境管理課及び海洋環境課について重点的に紹介する。

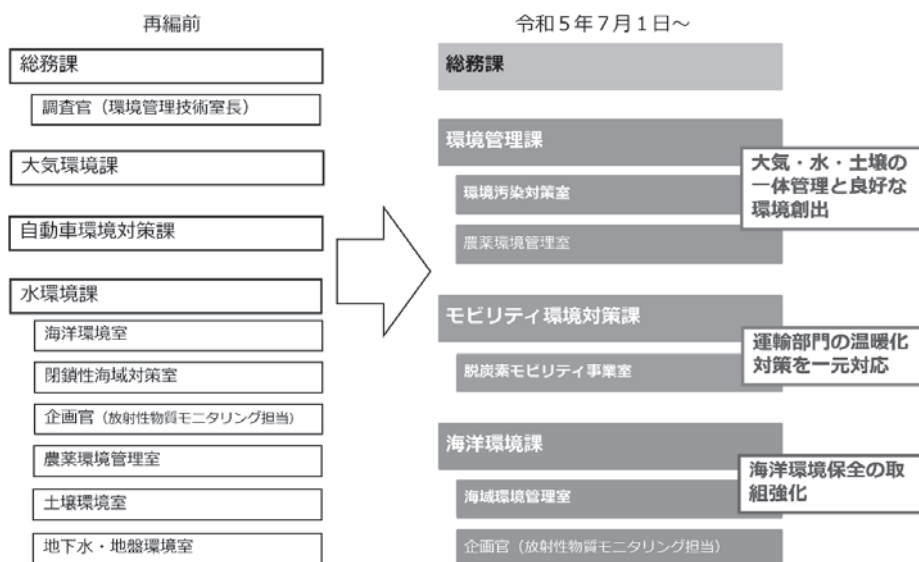


図1: 環境省水・大気環境局における組織の編成

まず、従来、大気・水・土壌といった環境媒体ごとに課室が分かれていたところ、これらの媒体を一体的に管理できるよう、環境管理課を設置した。同課の下には、環境汚染対策室を設置しており、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等を所管し、公害防止のための施策を一元的に行う。また、PFAS(ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)問題に対応するため、PFAS 対応チームを設置している。令和5年7月に「PFAS に関する今後の対応の方向性」(PFAS に対する総合戦略検討専門家会議)を公表し、これを踏まえ、環境モニタリングの強化や科学的知見の充実を進めている。また、農薬環境管理室において、引き続き、農薬取締法に基づく農薬の評価等を行っていく。これらに加え、本年4月には、厚生労働省から、水道行政が国土交通省及び環境省に移管されることとなっており、環境省が水道水質基準の策定等を所管することとなったことを受け、同課の下に、新たに水道水質・衛生管理室を設置し、水環境保全と一体的に取り組んでいく。

次に、水環境の中でも、海洋等におけるマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染状況の実態把握・発生抑制対策や東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海域モニタリングなどの政策課題を

始め、海洋環境保全の取組を強化するため、海洋環境課を設置した。同課の下には、瀬戸内海環境保全特別措置法等を所掌していた閉鎖性海域対策室を発展させ、海域環境管理室を設置し、きれいで豊かな海づくりを目指した政策を展開する。また、2024 年中のとりまとめを目指して進められているプラスチック汚染対策条約交渉について、国際的な議論をリードすべく、プラスチック条約交渉チームを設置している。

このほか、環境保全上の支障の防止に加えて、地域住民のウェルビーイングや地域の魅力度の向上などにつながる良好な環境の創出に向けた新たな政策展開を検討するため、局内横断の組織として「良好な環境創出チーム」を設置している。豊かな水辺を始めとした地域特有の自然の保全、生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理、水道水源となる森や川から海に至るまでの流域一体的な保全等、従来の公害行政の概念にとらわれない政策を推進していく。

これらの新たな体制、及び交通公害対策や運輸部門の脱炭素化を推進するモビリティ環境対策課の下、地域の関係者の御協力を得つつ、環境行政の「不変の原点の追求」及びウェルビーイングを始めとした「時代の要請への対応」の観点から、水・大気環境行政を強力に推進していく。

瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワークについて

環境省 水・大気環境局 海洋環境課
海洋プラスチック汚染対策室

増え続ける海洋へのプラスチックごみの流出は、生態系、観光、漁業、生活環境等に影響を及ぼしており、世界全体での対策が急務となっている。2019 年の G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、昨年5月の G7 広島サミットでは、2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心が合意された。現在は、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)において、2024 年末までの条約内容の合意を目指して国際交渉が進められている。

瀬戸内海においても、これまで関係府県をはじめ各地域の継続的な努力により、海洋ごみ対策が進められてきた。瀬戸内海は、日本最大の閉鎖性海域であり、国内由来の海洋ごみを中心であるため、国内での対策の成果が見えやすいという特徴がある。この瀬戸内海において、国際的な潮流も踏まえながら、関係府県が連携・協力を強化し、地域全体で、より効果的・効率的に取組を進めていくため、昨年 10 月、関係 14 府県と環境省による、「瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワーク」(瀬戸プラネット)を発足させた。関係 14 府県としては、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県が参画している。

瀬戸プラネットでは、ビジョンとして「きれいで豊かな瀬戸内海と共生し、その恵みを未来へ共有・継承する」を掲げるとともに、具体的な目標として「プラスチック汚染については、2050 年に追加的な汚染をゼロにすることを目標としつつ、前倒しで 2040 年までにゼロにする野心をもって、取組を進める」こととした。それらのビジョン・目標の実現に向けては、①取組・課題の共有、②実態の把握、③目標への行動、の3つを軸に取組を進めていく。①では、各府県における各種調査、発生抑制対策、回収・処理、企業・団体等との連携事例等の情報共有を行うことで、効果的な対策の横展開を図る。②では、広域一体での調査の実施等により、瀬戸内海における内外からの海洋ごみの流入量や、特に集中して漂着する海岸(ホットスポット)などの全体像を把握することで、より効果的・効率的な対策の検討に繋げていく。③では、①②を踏まえつつ、瀬戸プラネットとしての重点的なアクションを検討し実行していく。

瀬戸内海環境保全特別措置法では、「国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流ごみ等に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする」とされている。瀬戸プラネットを通じて、瀬戸内海での海洋プラスチックごみ削減を大きく前進させるとともに、その成果を国内外に発信・横展開することで、世界のプラスチック汚染の解決に繋げていきたい。



瀬戸内海 プラ ご み
対 策 ネ ッ ト ワ ー ク

Seto Inland Sea Network
for Plastic Waste Control